

議案第 3 2 号

飛騨市医療・福祉専門職員就職準備貸付金貸与条例の一部を改正する条例について

飛騨市医療・福祉専門職員就職準備貸付金貸与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 8 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

貸与対象者に「臨床検査技師」と「診療放射線技師」を加えるための改正

飛驒市医療・福祉専門職員就職準備貸付金貸与条例の一部を改正する条例

飛驒市医療・福祉専門職員就職準備貸付金貸与条例（令和2年飛驒市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中セをタとし、スをソとし、シの次に次のように加える。

ス 臨床検査技師（臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第2条の規定による臨床検査技師をいう。）

セ 診療放射線技師（診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）第2条第2項の規定による診療放射線技師をいう。）

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

飛騨市医療・福祉専門職員就職準備貸付金貸与条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 略 (1) 略 (2) 略 ア～シ 略</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>ス 介護福祉士（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第2項の規定による介護福祉士をいう。）</p> <p>セ 保育士（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の4の規定による保育士をいう。）</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 略 (1) 略 (2) 略 ア～シ 略</p> <p><u>ス 臨床検査技師（臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第2条の規定による臨床検査技師をいう。）</u></p> <p><u>セ 診療放射線技師（診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）第2条第2項の規定による診療放射線技師をいう。）</u></p> <p>ソ 介護福祉士（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第2項の規定による介護福祉士をいう。）</p> <p>タ 保育士（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の4の規定による保育士をいう。）</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>以下 略</p>

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市医療・福祉専門職員就職準備貸付金貸与条例の一部を改正する条例について
担当部	市民福祉部
提案理由	貸与対象者に「臨床検査技師」と「診療放射線技師」を加えるための改正
制定改廃の根拠等	市独自の改正
条例の概要	<p>【改正の背景及び内容】</p> <p>飛騨市民病院及び直営診療所等の保健師・看護師・准看護師の人材確保のため、平成24年から規則で運用を開始したが、平成30年には市内の医療・福祉専門職の人材不足に鑑み、市内の医療機関に対象を広げるとともに対象資格も拡大した。</p> <p>医療職の修学生が就職する際、市内の専門職員の確保や定着を推進することを目的として要綱でも支援を行っているが、今後、「臨床検査技師」と「診療放射線技師」の補助申請や就業が見込まれることから、条例と要綱の対象資格に「臨床検査技師」と「診療放射線技師」を追加するもの。</p>
市民への影響等	<p>【市民への影響】</p> <p>対象資格を有するものが市内就労した場合に、他の医療職と同様の支援を受けることができる。</p> <p>【影響の規模】</p> <p>1人あたり20万円の貸与（2年間継続して勤務することで返済免除） 申請見込み者数は、全資格で10人</p>
施行日	令和6年4月1日
備考	対象資格はこれで全て網羅できるようになる。